

相模原市告示第 8 5 号

平成 3 0 年度における労働報酬下限額の改定について

相模原市公契約条例(平成 2 3 年相模原市条例第 2 9 号)第 6 条の規定により平成 3 0 年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第 7 条第 3 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 3 月 1 1 日

相模原市長 加 山 俊 夫

1 労働報酬下限額を定めた契約の種類

相模原市公契約条例第 6 条第 1 号に規定する対象工事請負契約

2 労働報酬下限額

別表のとおり

3 適用日

平成 3 1 年 3 月 1 日

4 経過措置

平成 3 1 年 2 月 2 8 日以前に入札の公告又は通知した対象工事請負契約については、平成 3 0 年度中においては、従前の労働報酬下限額を適用する。ただし、平成 3 0 年度に入札の公告又は通知した対象工事請負契約のうち、平成 3 1 年 3 月 1 日から 3 月 3 1 日までにインフレスライド条項を適用し変更契約した場合は、変更契約日から改定後の労働報酬下限額を適用する。

平成30年度(平成31年3月から適用)における相模原市対象工事請負契約に係る労働報酬下限額

(単位:円)

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,745	18	さく岩工	3,330	35	左官	2,993
2	普通作業員	2,375	19	トンネル特殊工	3,477	36	配管工	2,442
3	軽作業員	1,665	20	トンネル作業員	2,700	37	はつり工	2,790
4	造園工	2,330	21	トンネル世話役	3,635	38	防水工	3,050
5	法面工	2,858	22	橋りょう特殊工	3,320	39	板金工	3,027
6	とび工	3,050	23	橋りょう塗装工	3,465	40	タイル工	
7	石工	3,060	24	橋りょう世話役	3,735	41	サッシ工	2,802
8	ブロック工	2,825	25	土木一般世話役	2,825	42	屋根ふき工	
9	電工	2,645	26	高級船員	3,275	43	内装工	3,117
10	鉄筋工	2,880	27	普通船員	2,588	44	ガラス工	2,768
11	鉄骨工	2,858	28	潜水士	4,478	45	建具工	2,700
12	塗装工	3,140	29	潜水連絡員	3,050	46	ダクト工	2,430
13	溶接工	3,443	30	潜水送気員	3,005	47	保温工	2,543
14	運転手(特殊)	2,780	31	山林砂防工	3,027	48	建築ブロック工	
15	運転手(一般)	2,375	32	軌道工	4,883	49	設備機械工	2,588
16	潜かん工	3,342	33	型わく工	2,880	50	交通誘導警備員A	1,700
17	潜かん世話役	3,950	34	大工	2,847	51	交通誘導警備員B	1,485

公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとする。

次に掲げる労働者の労働報酬下限額については、相模原市公契約条例第6条第2号に規定する対象業務委託契約等に係る労働報酬下限額と同額の1,000円とする。

- (1) 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- (2) 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者